

習志野市指令クセ推第6-8号

一般廃棄物収集運搬業許可証

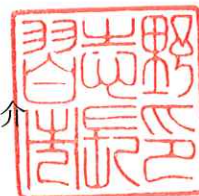
住所 船橋市高根町 2712 番地 1

氏名 株式会社 京葉総業  
代表取締役 小出 勉  
〔 法人にあつては名称及び  
代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和2年3月26日

習志野市長 宮本 泰介



|          |   |
|----------|---|
| 許可番号     | 習志野市 第01-011号   |
| 許可有効期限   | 令和2年4月1日～令和4年3月31日  |
| 取扱廃棄物の種類 | ◎ごみに限る  |
| 収集運搬区域   | 習志野市全域  |
| 条件       | 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び施行規則、その他関係法令等を遵守すること。<br>2 収集運搬で、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭漏れのないようにすること。<br>3 処理施設への搬入時には、その施設の係員の指示に従うこと。<br>4 運搬機材等、申請時から変更がある場合は事前に変更届けを提出し、市の指示に従うこと。<br>5 収集運搬については分別を徹底し、再資源化及び減量化に協力すること。 |